

## 第1期中期目標期間の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b></p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>2 各中期目標の達成状況</p> <p>① 教育の成果に関する目標</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>【原文】</b></p> <p>中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である</p> <p>(判断理由) 平成16～19年度の評価結果は「教育の成果に関する目標」の下に定められている具体的な目標(2項目)のすべてが「おおむね良好」であったことから、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」であった。</p> <p>平成20,21年度の達成状況を踏まえた結果は、1項目が「良好」、1項目が「おおむね良好」とし、これらの結果に加え、学部・研究科等の現況分析における関連項目「学業の成果」「進路・就職の状況」の結果も勘案して、総合的に判断した。</p> <p><b>【申立内容】</b></p> <p>下記の計画(平成20,21年度中期目標の達成状況報告書P.1 小項目 計画1-1)の達成状況についても評価を再考願いたい。</p> <p>中項目1 教育の成果に関する目標</p> <p>小項目1 「現職の行政官・実務家あるいは研究者志向の学生を対象に、現実における課題発見能力、深い分析能力、実践的な解決能力の養成を目指した教育を充実させる。」</p> <p>中期計画1-1 「既存の10プログラムについて、目標、教育課程、指導体制、教育成果等に関し、点検・評価し、組織的に見直し、再編・統合等を図る。特に、特定領域での専門性を重視するとともに、<u>博士課程</u></p>	<p><b>【対応】</b></p> <p>原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>取組がなされていることは確認できるものの、当該取組により判定を変えうるような成果が上がったとは認められないため。</p>

への教育資源について重点的な投入を図る

。」

**【理由】**

「中期目標の達成状況報告書」や「平成20、21年度中期目標の達成状況報告書」にも記載したとおり、本学においては、既存の教育プログラムについて点検・評価し、組織的に見直しを行い、平成20年度から21年度にかけ、まちづくりや教育政策等、特定領域での専門性を高めるためのプログラムを新設した。加えて、特に博士課程の充実を図るため、中期目標に記載の方針に則り、主に行政官を対象として「政策プロフェSSIONALプログラム」の開設や、実務家・研究者志向の者を対象とした5年一貫の「政策分析プログラム」を開設したほか、大学独自の奨学金制度の創設等、教育資源を重点的に投入し、これらの成果として、平成21年10月に収容定員充足率が109%に改善した。

この数値は、収容定員充足率が100%を満たしたのみならず、平成16年度から平成21年度までの本学の博士課程在籍者数の増加率は69%（39名→66名、各年度5月1日現在）であり、全国の博士課程（国公立）の増加率1%や、国立大学の博士課程の増加率△1%に比べ、極めて高くなっていることを示しており（学校基本調査に基づき集計）、本学が継続的に実施してきた教育の充実のための取組が社会に認知され、本学を志望する者が増加した結果であると認識している。

このように、本学では、既存のプログラムの点検・評価、組織的見直し、再編・統合等を着実に実施しているところであるにも係わらず、その取組が中期目標の達成状況の評価にあたり言及されていないため、その点を評価いただきたい旨申し立てを行うものである。

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            2. 項目別評価            II. 業務運営・財務内容等の状況            (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><b>【原文】</b>            平成16～21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。            ○平成16年度から平成20年度までの評価結果で評価委員会が課題として指摘した、<u>大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成21年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。(なお、平成22年度は90%を満たしている。)</u></p> <p><b>【評定】</b> 中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である。            (理由) 中期計画の記載17事項すべてが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められるが、<u>大学院博士課程において、平成16年度から平成21年度にかけて一定の学生収容定員の充足率を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p><b>【申立内容】</b>            課題があるとして記載されている「大学院博士課程について、学生収容定員充足率が(中略)平成19年度から平成21年度においては90%を(中略)満たさなかった」という内容及び、評定理由として記載されている「大学院博士課程において、平成16年</p>	<p><b>【対応】</b>            原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>            収容定員の充足に向けた取組を実施していることは理解するが、大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成21年度においては90%をそれぞれ満たさなかったため。            なお、国立大学法人評価による未充足の起算時期は、経営努力認定の基準日に準じていることから、5月1日現在の学生数を基準としている。</p>

度から平成21年度にかけて一定の学生収容定員の充足率を満たさなかった」という内容は、平成21年度においては事実誤認であるため、評定を再考願いたい。

**【理由】**

本学学生の約60%を占める外国人留学生は、秋季（10月）入学となっている。本学のように秋季入学が中心の大学においては、春季入学中心の大学が入学直後の春の状況を基準としているのと同様に、秋の状況を基準に博士課程の学生収容定員の充足状況を評価すべきである。

平成21年度である平成21年10月現在の博士課程の学生収容定員充足率は109%であり、中期目標期間内に収容定員を充足していることから、この点に基づき評定を再考すべきであるため。

なお、上記の数値は、収容定員充足率が100%を満たしたのみならず、平成16年度から平成21年度までの本学の博士課程在籍者数の増加率は69%（39名→66名、各年度5月1日現在）であり、全国の博士課程（国公立）の増加率1%や、国立大学の博士課程の増加率△1%に比べ、極めて高くなっていることを示しており（学校基本調査に基づき集計）、本学が継続的に実施してきた教育の充実のための取組が社会に認知され、本学を志望する者が増加した結果であると認識している。

このように、本学では、収容定員の充足に向けた取組を着実に実施し、中期目標期間内に成果を上げており、その点を評価に当たって考慮することが適切であると考え